

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町教育委員会は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

島本町教育委員会

## 公表日

令和4年2月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第64号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)等及び施設等利用給付の関連法等に基づき、教育・保育給付の支給、支給認定子どもや家族の管理、利用者負担金等の徴収に関する事務を行う。
③システムの名称	MISALIO子ども子育て支援システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報ファイル、税情報ファイル、保育所等入退所情報ファイル、保育料等賦課収滞納情報ファイル、施設等利用給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第94の項 ※別表第一第94の項に係る主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項 (情報提供の根拠)なし ※別表第二の116の項に係る主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育こども部 子育て支援課 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 電話:075-961-5151(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育こども部 子育て支援課 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 電話:075-961-5151(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月4日	②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法及び学校教育法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第64号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)等の関連法等に基づき、教育・保育給付の支給、支給認定子どもや家族の管理、利用者負担金等の徴収に関する事務を行う。	事後	主務省令の公布に伴う見直し
平成28年10月4日	③システムの名称	MISARIO子ども子育て支援システム	MISALIO子ども子育て支援システム	事後	表記誤りによる修正
平成28年10月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8の項及び第94の項 ※別表第一第94の項に係る主務省令は未公布	番号法第9条第1項 別表第一第94の項 ※別表第一第94の項に係る主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	事後	主務省令の公布に伴う見直し及び別表第一第8の項の削除
平成28年10月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第13の項及び116の項(情報照会事務に関する根拠) ※別表第二の第13の項及び116の項に係る主務省令は未公布 ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない(情報提供事務に関する根拠:なし)	番号法第19条7号、別表第二第116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項(情報提供の根拠)なし ※別表第二第116の項に係る主務省令未公布	事後	別表第一第8の項の削除に伴う別表第二第13の項の削除
平成30年9月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二第116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項(情報提供の根拠)なし ※別表第二第116の項に係る主務省令未公布	番号法第19条7号、別表第二の116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項(情報提供の根拠)なし ※別表第二の116の項に係る主務省令行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	事後	主務省令の公布による修正
平成30年9月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 齊藤 卓	子育て支援課長	事後	様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	様式改正に伴う記載内容の変更
令和2年11月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か	平成28年10月4日 時点	令和2年10月21日 時点	事後	
令和2年11月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か	平成28年10月4日 時点	令和2年10月21日 時点	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ <input type="checkbox"/> ] 委託しない	[ <input type="checkbox"/> ] 委託しない	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	[ 十分である ]	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ] 提供・移転しない	[ 提供・移転しない ]	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	[ 十分である ]	事後	
令和4年2月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第64号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)等の関連法等に基づき、教育・保育給付の支給、支給認定子どもや家族の管理、利用者負担金等の徴収に関する事務を行う。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第64号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)等及び施設等利用給付の関連法等に基づき、教育・保育給付の支給、支給認定子どもや家族の管理、利用者負担金等の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和4年2月10日	2. 特定個人情報ファイル名	住民情報ファイル、税情報ファイル、保育所等入退所情報ファイル、保育料等賦課課滞納情報ファイル	住民情報ファイル、税情報ファイル、保育所等入退所情報ファイル、保育料等賦課課滞納情報ファイル、施設等利用給付情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項(情報提供の根拠)なし ※別表第二の116の項に係る主務省令行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	番号法第19条第8号、別表第二の116の項 (情報照会の根拠)別表第二の116の項(情報提供の根拠)なし ※別表第二の116の項に係る主務省令行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	事後	
令和4年2月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か	令和2年10月21日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か	令和2年10月21日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	